

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年11月25日提出
【発行者名】	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 増田 雄輔
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル 8階
【事務連絡者氏名】	久保田 智之 連絡場所 東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル 8階
【電話番号】	03-5542-7000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ディープリサーチ・チャイナ・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ディープリサーチ・チャイナ・ファンド

ただし、愛称として「翡翠探訪」という名称を用いることがあります。

（以下「ファンド」もしくは「当ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型株式投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）ユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下、「委託者」もしくは「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日¹の翌営業日の基準価額²とします。

基準価額は、販売会社または後記「照会先」にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

1 後記「（12）その他 取得申込受付」の日を指します。また、取得申込受付日当日が、後記「（12）その他 お申込み受付中止日」にあたる場合には、お申込みの受け付けはいたしません。

2 「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

(5) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た額に、3.15%¹（税抜3.00%）の率を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

ただし、自動けいぞく投資コース²を選択した場合の収益分配金の再投資にかかる当ファンドの取得申込に手数料はかかりません。

1 消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、税率の変更に応じて金額が変わることがあります。

2 自動けいぞく投資コースとは、自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金をファンドの決算毎に自動的にそのファンドに再投資するコースです。販売会社によっては、取扱いがない場合があります。

詳しくは販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

最低単位を1口または1円単位として販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社または後

記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成21年11月26日から平成22年11月25日まで

(注) 上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社にてお申込みいただけます。

販売会社については、後記「照会先」の委託会社にてご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得のお申込みをされる方は、お申込み金額およびお申込み手数料（税込）を販売会社が定める日までにお支払いください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社（信託契約にかかる受託者であり、以下「受託者」もしくは「受託会社」ということがあります。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として上記「(8) 申込取扱場所」と同じです。

ご不明な場合は、お申込みの販売会社または、後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

日本国以外の国・地域における募集

該当事項はありません。

申込証拠金

該当事項はありません。

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

取得申込受付

販売会社の営業日¹の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）までに受け付けたお申込み（当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われるお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によって、受付時間等の取扱いが別に定められている場合は、そちらが優先されます。

¹ 後記「お申込み受付中止日」を除きます。

お申込み受付中止日

取得申込日が以下に該当する場合には、受益権の取得のお申込みはできません。（また、該当日には解約請求のお申込みもできません。）

・ 香港の銀行休業日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことがあります。

< 照会先 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、投資信託証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資を通じて、主に大中華経済圏の株式 およびわが国の公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。

「大中華経済圏の株式」とは、大中華経済圏（中国、香港、台湾、シンガポール等）の株式市場において公開されている株式であり、かつ、大中華経済圏において大半の資産を保有するか、大半の収益を得ているか、または事業を行っている企業の株式のことをいいます。

信託金の限度額

受託会社と合意の上、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、「追加型投信/内外/資産複合」に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載をしており、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
		その他資産
追加型	内外	資産複合

・商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

・属性区分表

投資対象資産 ¹	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

1 収益の源泉となる資産ではなく、組入れている資産そのものについての属性区分を記載しております。当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして、投資信託証券を直接の投資対象としております。このため、上記属性区分表においては「その他資産（投資信託証券）」に分類されており、商品分類表の投資対象資産とは異なります。

・属性区分の定義

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券)	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。 当ファンドは、主として投資信託証券へ投資を行います。
決算頻度	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

ファンドの特色

- 「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド」ユニット(ケイマン籍、円建て) (SAM Greater China Equity Fund J unit)および「ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関

投資家向け)」に投資を行うことにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。

2. 「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド」ユニット（SAM Greater China Equity Fund J unit)の組入比率は、原則として、純資産総額の90%以上を保つこととします。
3. 「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド」ユニット（SAM Greater China Equity Fund J unit)は、大中華経済圏の株式へのバリュート投資を専門とするバリュー・パートナーズ・グループ（拠点：香港）が運用します。

バリュー・パートナーズ・グループについて

・会社概要

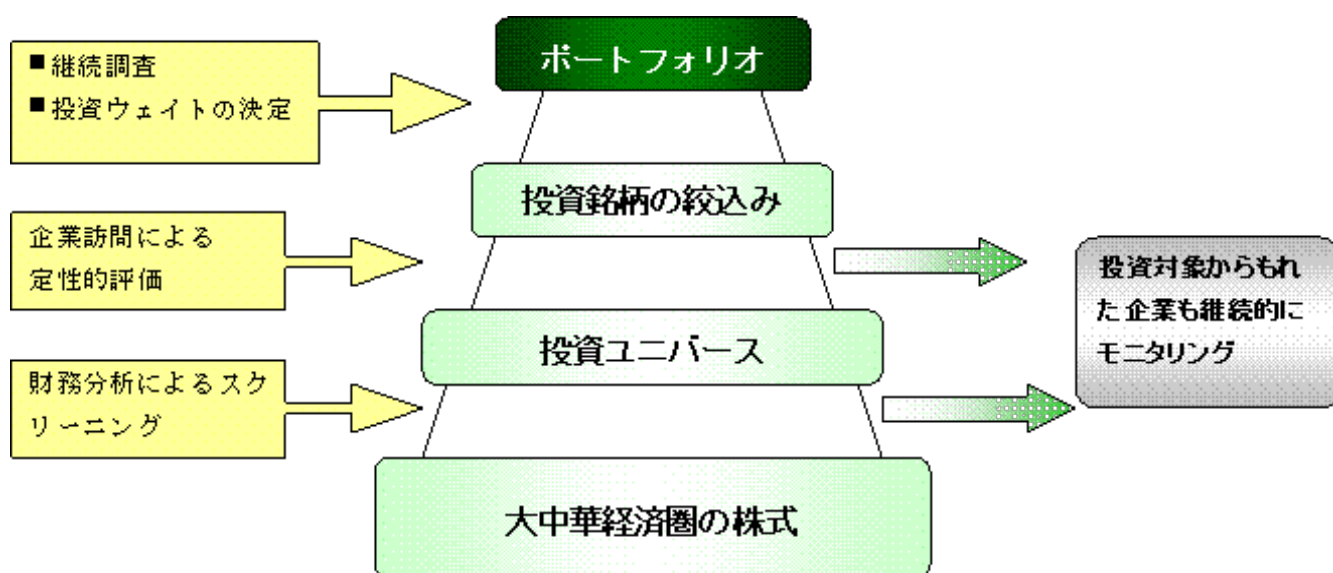
バリュー・パートナーズ・グループ（拠点：香港）は、1993年に設立され、大中華経済圏の株式へのバリュート投資を得意としています。同社は、設立以来、その運用手法やこれまでの運用実績において、欧米の機関投資家やファンド評価会社より高い評価を得ております。

・運用プロセス

バリュー・パートナーズ・グループの運用プロセスは、ボトムアップアプローチを基本とします。

ポートフォリオの構築にあたっては、定量的な分析により投資対象として魅力のある企業を抽出します。抽出された企業の定性的評価を企業訪問により徹底的に行ないます。さらに、当該企業が所属する産業全体がおかれている環境分析を行ない、最終的な投資企業を決定します。

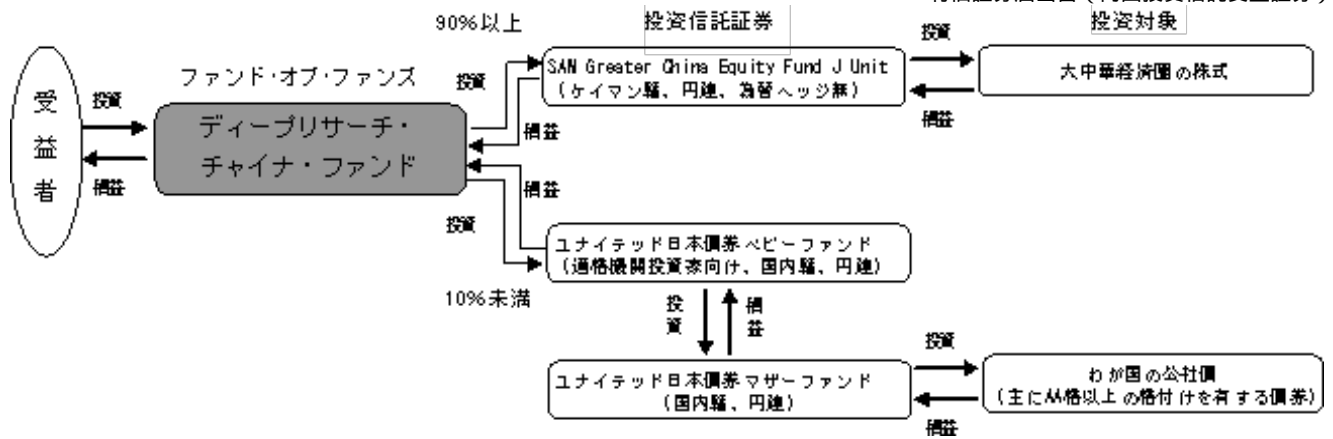
バリュー・パートナーズ・グループの運用プロセス



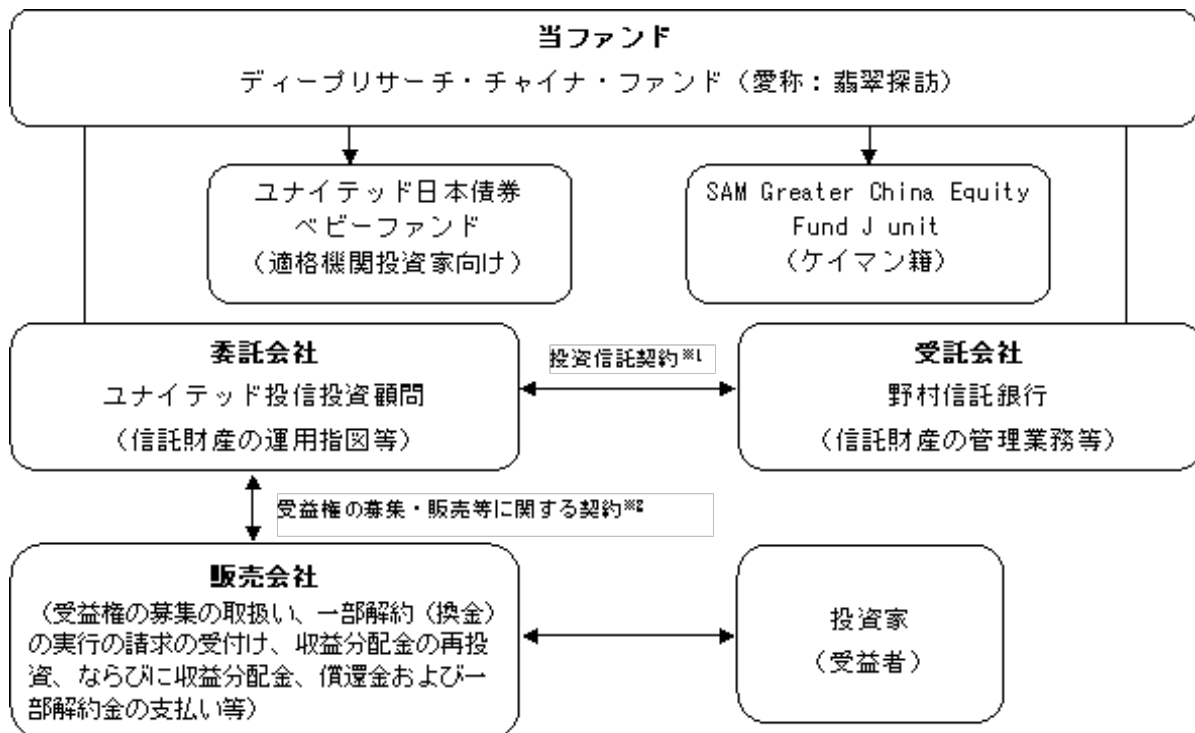
バリュー・パートナーズ・グループの運用部門は、1名の最高運用責任者をリーダーとして、2名の副最高責任者、2名のシニアファンドマネージャー、4名のファンドマネージャーのほか、6名のアシスタントファンドマネージャーおよびアナリストの計15名により構成されています。（2009年9月末現在）

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの投資対象



ファンドの関係法人



- 1 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものを、投資信託の運営方法や信託財産の運用方法、委託会社と受託会社等の権利義務関係、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。
- 2 投資信託の販売等に関するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものを、販売会社が行う受益権の募集、解約請求の受付等の業務内容に関する取り決め等の内容が含まれています。

委託会社等の概況

(A)資本金 10億3,000万円（平成21年9月30日現在）

(B)沿革

- 平成11年9月17日 米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの100%子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立。
- 平成11年10月26日 証券投資信託委託業の認可取得。

平成12年10月6日	オールド・ミューチュアル(U.S.)ホールディングス・インクの傘下となる。
平成16年1月20日	投資顧問会社として登録。
平成17年3月30日	日本アジアホールディングズ株式会社の傘下となる。
平成17年10月31日	投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更。
平成19年9月30日	金融商品取引業者として登録。

(C)大株主の状況

(平成21年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
日本アジアホールディングズ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル5階	4,100株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの投資方針

主な投資対象およびその資産配分は、原則として以下のとおりとします。

投資対象	基本資産 配分比率
S A M グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット(ケイマン籍、円建て) (S A M Greater China Equity Fund J unit)	90%以上
ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	10%未満

ただし、この比率は将来的に変わる可能性があります。

また、市場動向、資金動向等に急激な変化が生じたとき、この投資信託の残存元本等が運用に支障をきたす水準となったとき、ならびに投資対象とする投資信託が償還となる場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

「S A M グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット(ケイマン籍、円建て)」(S A M Greater China Equity Fund J unit)の組入比率は、原則として純資産総額の90%以上を保つこととします。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

- (A) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- a) 有価証券
 - b) 金銭債権（a)およびc)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - c) 約束手形
 - d) 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託（信託財産を主として上記a)～c)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り、）の受益権
- (B) 次に掲げる特定資産以外の資産
- a) 為替手形

投資の対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の投資信託証券ならびに有価証券に投資することを指図します。

- (A) S A M グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット(ケイマン籍、円建て) (S A M Greater China Equity Fund J unit))
- (B)ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)

投資の対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- (A) 預金
- (B) 指定金銭信託
- (C) コール・ローン
- (D) 手形割引市場において売買される手形

(参考)

当ファンドが投資する投資信託証券の概要

1. SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット

(1)基本方針

この投資信託は、大中華経済圏の株式にバリュート投資手法を用いて分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

(2)投資対象

この投資信託は、大中華経済圏(香港、中国、台湾、シンガポール等)の株式市場において公開されている株式であり、かつ、大中華経済圏において大半の資産を保有するか、大半の収益を得ているか、または事業を行っている企業の株式を主要投資対象とします。

(3)主な投資制限

同一企業に対して発行済み株式の10%を超える投資は行いません。

非上場株式または取引所において取引がなされていない証券への投資は、純資産総額の15%以下とします。

同一企業の株式に対して純資産総額の10%を超える投資は行いません。

同一発行の政府および公共証券に対して純資産総額の30%を超える投資は行いません。

借入れは純資産総額の10%以内とします。

(4)信託期間

無期限

(5)関係法人

投資顧問会社： センシブル・アセット・マネジメント・リミテッド

副投資顧問会社： バリュート・パートナーズ・リミテッド

受託者： バンク・オブ・バミューダ(ケイマン)リミテッド

保管受託銀行： HSBC インスティテューショナル・トラスト・サービス(アジア)リミテッド

(6)信託報酬等

管理会社報酬： 純資産総額に対して年率1.0%

実績報酬： 価格の高値更新分に対して15.0%

受託者報酬： 純資産総額に対して年率0.31%（上限）

その他の費用： 監査費用、組入有価証券の売買等に発生する売買委託手数料等がファンドから支弁されます。

(7)決算日：毎年3月31日

2. ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）

(1)基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

(2)投資対象

この投資信託は、主としてわが国の債券に投資を行う「ユナイテッド日本債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、内外の株式および債券等に直接投資することがあります。

(3)投資態度

親投資信託の受益証券への投資を通じて、主としてわが国の債券に投資します。

信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。

(4)投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

親投資信託の受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5)その他

信託期間

平成14年10月2日から無期限とします。

計算期間

毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。

分配方針

収益分配は行いません。

申込手数料及び解約（換金）手数料

申込手数料はかかりません。

信託報酬

この投資信託の委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.21%（税抜0.20%）乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了の

とき信託財産中から支弁するものとし、委託会社と受託会社の間での配分は別に定めます。

その他費用

- (A) 有価証券の売買に係る売買委託手数料および先物・オプション取引に要する費用は、信託財産中から支弁します。
- (B) 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- (C) 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。以下「諸経費」といいます。）および諸経費にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- (D) 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(6) 関係法人

委託会社 ユナイテッド投信投資顧問株式会社

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

（親投資信託の概要）ユナイテッド日本債券マザーファンド

(1) 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

(2) 投資対象

わが国の債券を主要投資対象とします。

(3) 投資態度

主としてわが国の発行する債券を中心に投資を行い、NOMURA-BPI総合指数を上回る運用成果を目指します。

わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デフレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。

A A格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。債券の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金化への対応や投資環境を考慮した上で委託会社が適切と判断した場合には、機動的に対応する場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(4) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

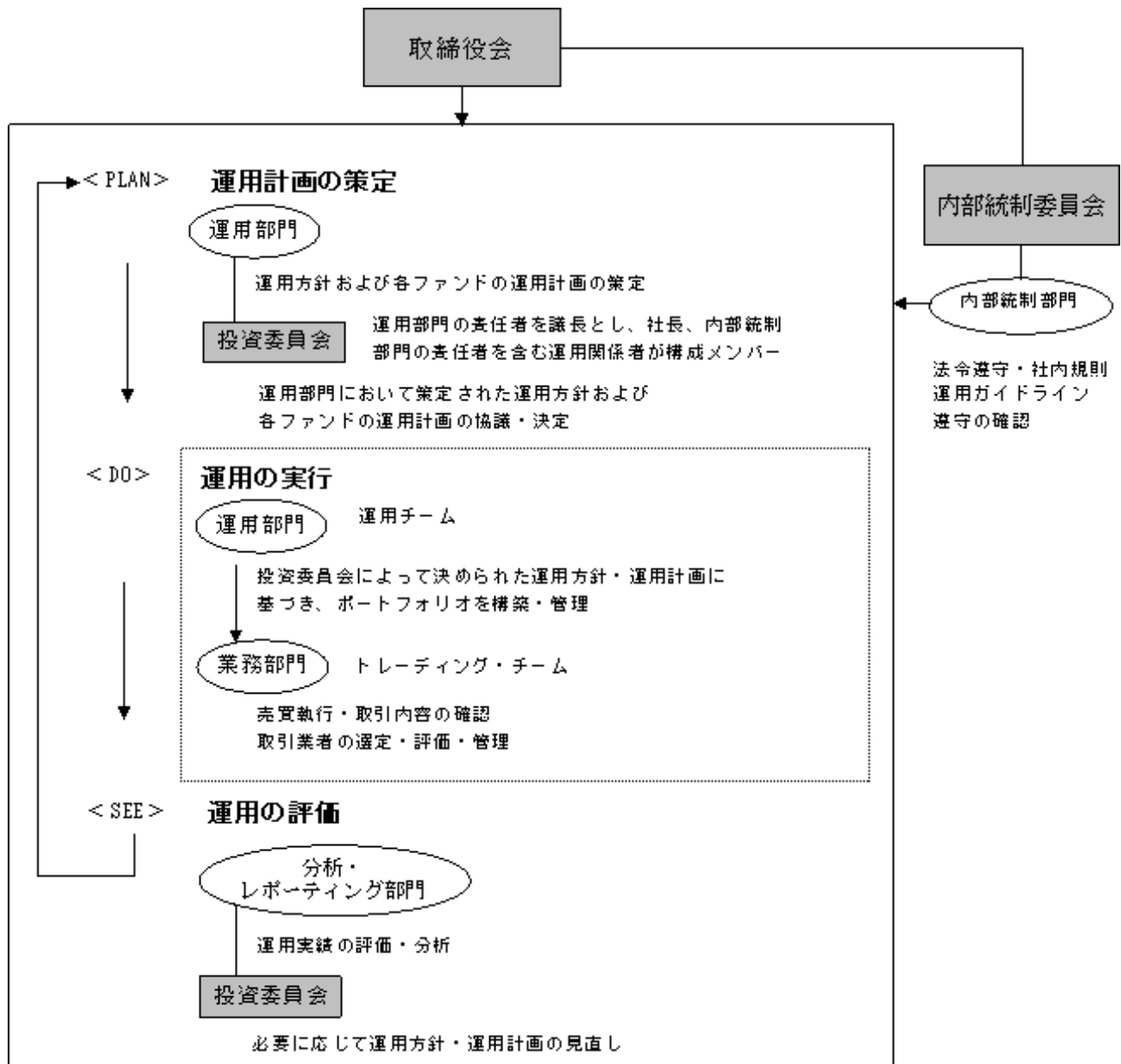
外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用組織、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織



運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。

- ・投資信託委託会社の業務に係る業務方法書
- ・投資信託委託業務運営規程
- ・投資委員会運営規程
- ・ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則
- ・業者選定に関する規程
- ・引値保証取引に関する規則
- ・内部者取引等の防止及び役職員の自己の計算で行う取引等に関する規程
- ・株主議決権行使に関する取扱い規程

・投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則

運用を担当する運用部門（3名程度）、顧客とのリレーションを担当する営業部門（6名程度）、商品開発および有価証券届出書・目論見書等の作成を担当する企画部門（5名程度）、ファンド計理・トレーディングを担当する業務部門（8名程度）、運用実績の評価・分析・情報開示（レポート・法定運用報告書）を担当する分析・レポート部門（7名程度）ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門（2名程度）は、当社規程に従って、業務を分担しかつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託者（信託銀行）については、受託者が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

上記の運用体制は、平成21年9月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4)【分配方針】

年2回の決算日（毎年2月および8月の各25日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日となります。）に、原則として次の通り分配を行います。

- (A) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (B) 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (C) 留保益の運用について、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (A) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として、積立てることができます。
- (B) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益により補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- (C) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(5)【投資制限】

当ファンドは、信託約款において以下の投資制限を設けております。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券および短期金融商品以外には投資を行いません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

公社債の借入れ（約款 25条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- (A) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (B) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(C)前項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限（約款 26条）

委託者は、原則として、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。ただし、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合があります。）ファンドであることが約款もしくは定款に記載されているファンドを組入れる場合には、純資産総額の100分の50以上取得できるものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款 27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款 28条）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ（約款 36条）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(A)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(B)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(C)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1)投資リスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、投資信託証券への投資等を通じて、株式や債券などの値動きのある有価証券等に実質的に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。

当ファンドおよび当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額の変動要因の主なものは、以下の通りです。

有価証券等の価格変動リスク

当ファンドが投資する投資信託証券は株式、債券など値動きのある有価証券を組入れておりますので当ファンドの基準価額は、当該投資信託証券が組入れる株式、債券等の価格変動の影響を受けます。株式、債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式等の発行企業の経営状況等の変化により、下落することがあります。また、債券の市場価格は、概して金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。残存期間の長い債券の方が短い債券より金利の変化率が高い傾向にあります。その結果、当ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

為替変動リスク

投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

組入有価証券を売却あるいは取得しようとする際に、市場規模や市場動向によっては、組入有価証券が当初期待される価格で売却できず、基準価額が下落することがあります。

特に、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資対象市場には新興市場が含まれています。かかる新興市場の市場規模や取引量は成熟市場に比べて低い水準にあり、流動性の低さから投資有価証券ひいては基準価額の変動性が大きくなることがあります。また、市場の流動性の低さは投資有価証券の処分価格または処分の容易性に悪影響を及ぼすことがあります。

信用リスク

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

カントリーリスク

外貨建資産に投資する場合、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。特に、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資対象市場には新興市場が含まれています。新興市場では、法制・司法・当局による規制等が未だ整備途上の場合があり、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資・管理・運用に対する法令の適用や裁判機関・監督官庁の対応も不透明である可能性があります。かかる不透明さが投資先の外国籍投資信託証券、ひいては当ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、ファンドの組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引によりファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

また、ファンド・オブ・ファンズ方式による運用は、ファンドが投資する投資信託証券の資金動向によって、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

< その他の留意点 >

ファンド運営上のリスク

(A) 取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受け付けを中止することがあり、また、既に受け付けた取得のお申込みの受け付けを取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受け付けを中止する場合があります。

(B) 信託の途中終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

(C) 外国籍投資信託証券

当ファンドが投資対象とする外国籍投資信託証券は、海外の運用会社が運用をしております。当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

(A) 販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込み代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

(B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社の格付けが低下した場合やその他信用力が低下した場合には、為替取引等の相手方の提供するクレジットラインが削減される可能性があり、その結果、当ファンドの運用に支障が出る可能性があります。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

収益分配に係る留意点

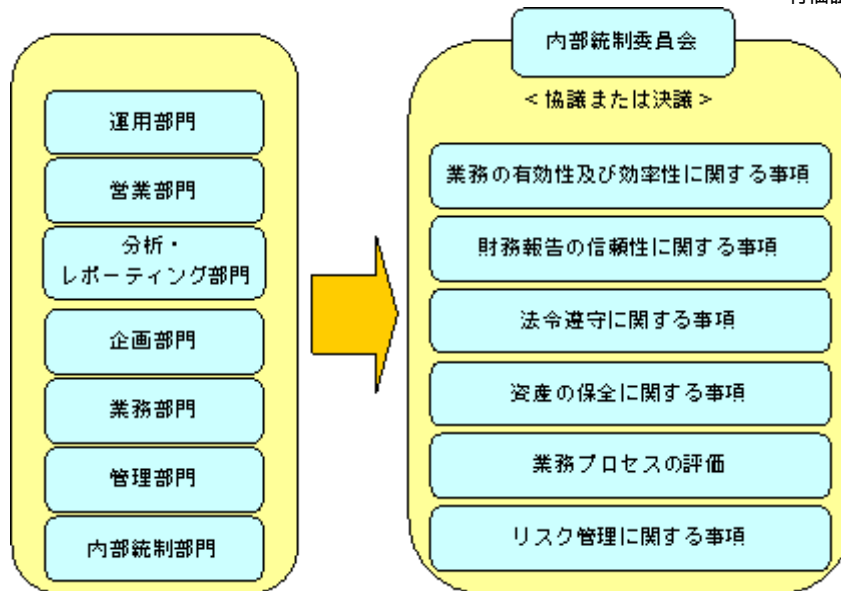
ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。

委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

ファンドの運用状況につきましては、パフォーマンス分析・評価の結果を投資委員会に報告し、審議を行います。また、コンプライアンス上のリスク、当社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、原則として月に一度開催される内部統制委員会に報告されます。同委員会では上記リスク事項の確認や当社の対応、改善策等について協議または決議します。また、その内容は必要に応じて取締役会へ報告、提案されます。

なお、実務においては、各部門においてそれぞれの責任者のもと、日次ベースでリスク管理を綿密に行います。



<バリュー・パートナーズ・グループの投資リスクに対する管理体制>

リスク管理およびコンプライアンス機能は、運用部門から独立した部門により実施しております。

ポートフォリオのリスク管理は、日次で実施され、日々ガイドラインチェックなどのモニタリングが行われています。したがって、市況動向に変化が生じた場合等においても、随時、迅速に対応できる体制となっております。

上記の管理体制は、平成21年9月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た額（「取得金額」といいます。）に、3.15%（税抜3.00%）の率を上限にして販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。お申込み手数料は、販売会社によって異なります。

なお、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得する口数については、手数料はかかりません。各販売会社のお申込み手数料および自動けいぞく投資契約の取扱いについては、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ご換金（解約）手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

(A) ファンドが負担する実質的な信託報酬

ファンドが負担する実質的な信託報酬率は、以下の通りとなります。

	実質的な信託報酬率（概算）
当ファンド	1.3125%（税抜1.25%）
投資信託証券（注）	1.2%（税抜1.199%）
計	2.5125%（税抜2.449%）

（注）投資信託証券の報酬率は、ファンドが投資している投資信託証券の信託報酬率を、基本資産配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によって±0.2%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。

(B) 信託報酬の内訳

当ファンドの信託報酬

信託財産の純資産総額 × 年1.3125%（税抜 年1.25%）

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	受託会社	販売会社
年0.63% (税抜 年0.60%)	年0.0525% (税抜 年0.05%)	年0.63% (税抜 年0.60%)

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の費用として計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁されます。

なお、委託会社および販売会社への報酬は、ファンドから委託会社へ支弁され、販売会社への報酬は、委託会社から、販売会社が行う業務に対する代行手数料として支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に支弁されます。

ファンドが投資する投資信託証券についても以下の信託報酬がかかっています。

名称	信託報酬率（年率）
SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド」ユニット	年1.31%（税抜1.31%）
ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	年0.2100%（税抜0.20%）

（注1）ユナイテッド日本債券ベビーファンドの信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該ファンドの計算期間を通じて毎日計算され、計算期末または信託終了のときに当該投資信託証券の信託財産より支弁されます。

（注2）「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド」ユニットにおいては、信託報酬のほか、1年毎の基準価額の高値更新分に対して15.0%の実績報酬がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドの組入る有価証券の売買に係る売買委託手数料等、ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。以下、「諸経費」といいます。）および諸経費にかかる消費税等ならびに受託者の立替えた立替金の利息は信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。

投資する投資信託証券について上記 から の費用と同様の費用がかかっており、当該費用は、投資する投資信託証券の信託財産中から支弁します。また、投資する投資信託証券には、実績報酬が発生するものがあります。その場合には、当該投資信託証券の信託財産中から支弁します。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する投資信託の課税については、下記の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

当ファンドは、税法上、株式投資信託として区分されます。

個別元本方式について

- (A)追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (B)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース（「分配金受取コース」等別の名称で同様の方式を含みます。）」の両コースで取得する場合には、別々に個別元本の算出が行われる場合があります。
- (C)受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「収益分配時における課税上の取扱いについて」をご確認ください。）

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、(A)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(B)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

一部解約時および償還時における課税上の取扱いについて

個人の受益者の場合、一部解約（換金）時および償還時の譲渡益（一部解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。

法人の受益者の場合、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

(A)個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうちの課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用となります。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

一部解約（換金）時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）に対し、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申

告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

一部解約（換金）時および償還時の損失については、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との損益通算が可能です。

なお、損益通算および買取りの取扱い等につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(B)法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約（換金）時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

上記の内容は、税法の改正等により変更されることがあります。

< 照会先 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

5【運用状況】

以下は、平成21年9月30日現在の投資状況です。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいい、「国・地域」は発行体の国籍を表示しております。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	1,989,573,706	97.40
	日本	43,205,154	2.11
	小計	2,032,778,860	99.51
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		10,023,998	0.49
合計（純資産総額）		2,042,802,858	100.00

(参考情報)

ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,496,173,090	99.90
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,567,521	0.10
合計（純資産総額）		1,497,740,611	100.00

< 親投資信託受益証券の投資状況 >

ユナイテッド日本債券マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	918,650,000	61.40
地方債証券	日本	102,007,000	6.82
特殊債券	日本	98,531,709	6.59
社債券	日本	321,079,000	21.46
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		55,887,674	3.73
合計（純資産総額）		1,496,155,383	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 （口数）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン	投資信託 受益証券	SAM グレイターチャイナ ・エクイティ・ファンド J ユニット	17,746,922	116.96	2,075,711,941	112.1081	1,989,573,706	97.39
2	日本	投資信託 受益証券	ユナイテッド日本債券ベビー ファンド（適格機関投資家向 け）	42,147,258	1.0188	42,939,626	1.0251	43,205,154	2.11

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.51

合計	99.51
----	-------

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

(1) ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）の投資資産

ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）の投資有価証券の主要銘柄

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ユナイテッド日本債券 マザーファンド	1,336,226,749	1.1119	1,485,750,523	1.1197	1,496,173,090	99.90

ユナイテッド日本債券ベビーファンドの種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.90
合計	99.90

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

< 親投資信託受益証券の投資資産 >

(1) ユナイテッド日本債券マザーファンドの投資状況の投資資産

ユナイテッド日本債券マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	社債券	第258回北海道電力株式会社 社債(一般担保付)	100,000,000	119.39	119,392,000	119.47	119,477,000	3.95	2016/6/24	7.99
2	日本	国債証券	第283回利付国債(10年)	100,000,000	106.35	106,358,000	106.52	106,521,000	1.8	2016/9/20	7.12
3	日本	国債証券	第69回利付国債(20年)	100,000,000	104.52	104,523,000	104.45	104,459,000	2.1	2024/3/20	6.98
4	日本	国債証券	第269回利付国債(10年)	100,000,000	103.54	103,541,000	103.45	103,451,000	1.3	2015/3/20	6.91
5	日本	国債証券	第301回利付国債(10年)	100,000,000	101.94	101,945,000	102.11	102,119,000	1.5	2019/6/20	6.83
6	日本	地方債 証券	第28回大阪府公募公債(5年)	100,000,000	102.09	102,094,000	102.00	102,007,000	1.3	2012/3/29	6.82
7	日本	国債証券	第30回利付国債(30年)	100,000,000	102.52	102,520,000	101.96	101,969,000	2.3	2039/3/20	6.82
8	日本	国債証券	第291回利付国債(10年)	100,000,000	101.58	101,588,000	101.82	101,822,000	1.3	2018/3/20	6.81
9	日本	社債券	第5回トヨタ自動車株式会社無 担保社債(社債間限定同等特約 付)	100,000,000	101.65	101,650,000	101.62	101,622,000	2.07	2010/9/20	6.79
10	日本	国債証券	第250回利付国債(10年)	100,000,000	100.34	100,348,000	100.29	100,292,000	0.5	2013/6/20	6.70
11	日本	国債証券	第47回利付国債(5年)	100,000,000	100.24	100,244,000	100.24	100,240,000	0.5	2010/6/20	6.70

12	日本	社債券	第5回株式会社ブリヂストン無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100.06	100,060,000	99.98	99,980,000	0.846	2014/9/30	6.68
13	日本	特殊債券	第14回貸付債権担保5種住宅金融支援機構債券	97,589,000	100.83	98,401,916	100.96	98,531,709	1.7	2032/5/10	6.59
14	日本	国債証券	第109回利付国債(20年)	100,000,000	98.04	98,049,000	97.77	97,777,000	1.9	2029/3/20	6.54

ユナイテッド日本債券マザーファンドの種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	61.40
地方債証券	6.82
特殊債券	6.59
社債券	21.46
合計	96.27

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年9月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期末純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期	(平成19年2月26日)	10,685,552,123	10,685,552,123	1.2231	1.2231
第2期	(平成19年8月27日)	7,756,157,020	7,756,157,020	1.4320	1.4320
第3期	(平成20年2月25日)	4,575,478,299	4,575,478,299	1.3591	1.3591
第4期	(平成20年8月25日)	2,141,017,301	2,141,017,301	1.0663	1.0663
第5期	(平成21年2月25日)	1,600,198,156	1,600,198,156	0.7277	0.7277
第6期	(平成21年8月25日)	2,189,556,924	2,189,556,924	1.1739	1.1739
	平成20年9月末日	1,772,801,225	-	0.9506	-
	平成20年10月末日	1,309,364,884	-	0.7195	-
	平成20年11月末日	1,264,350,790	-	0.6887	-
	平成20年12月末日	1,337,288,250	-	0.7115	-
	平成21年1月末日	1,454,126,256	-	0.6948	-
	平成21年2月末日	1,636,374,839	-	0.7412	-
	平成21年3月末日	1,689,067,916	-	0.8013	-
	平成21年4月末日	1,801,450,033	-	0.8865	-
	平成21年5月末日	2,118,064,161	-	1.0646	-
	平成21年6月末日	2,142,842,725	-	1.1107	-
	平成21年7月末日	2,263,273,271	-	1.1861	-

平成21年8月末日	2,128,345,645	-	1.1326	-
平成21年9月末日	2,042,802,858	-	1.1255	-

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000
第6期	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期	22.3
第2期	17.1
第3期	5.1
第4期	21.5
第5期	31.8
第6期	61.3

6【手続等の概要】

(1)申込(販売)手続等

販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みを行うことができます。

お申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、香港の銀行の休業日においては、取得の申込を取扱いいたしません。

ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

自動けいぞく投資コースのお申込みの際には、当ファンドに係る自動けいぞく投資契約(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。(以下同じ。))を当該販売会社との間で結んでいただきます。また、販売会社によっては、当該自動けいぞく投資コースの取扱いがない場合がありますので、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

お申込み単位は、最低単位を1口または1円単位として各販売会社が定める単位とします。また、取得申込の単位は販売会社によって異なります。各販売会社の取扱単位は販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

取得申込金額は、お申込み受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が定めるお申込み手数料およびお申込み手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

自動けいぞく投資契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、無手数料とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消すことができます。

(2)解約(換金)手続等

受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として一部解約(換金)の実行を請求することができます。なお、解約単位は、販売会社およびお申込みコースにより異なる場合があります。

受益者は、一部解約(換金)の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約(換金)の実行の請求を受け付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。その際、受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約(換金)を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約(換金)にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約(換金)の請求の受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、香港の銀行の休業日においては、一部解約(換金)の申込の受け付けを取扱いいたしません。一部解約(換金)の価額は、一部解約(換金)の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、受益者のお受取り金額は、当該一部解約(換金)の価額から所定の税金を差し引いた金額となります。

一部解約(換金)代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から

販売会社において受益者にお支払いいたします。

信託財産の資金管理を円滑に行うために1億口または1億円以上の解約のお申込みにつきましては、正午(半休日の場合は午前10時)までをお願いいたします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約（換金）の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約（換金）の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約（換金）の実行の請求を撤回できません。ただし、受益者がその一部解約（換金）の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約（換金）の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記に規定する一部解約（換金）の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約（換金）の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約（換金）の実行の請求を受け付けたものとして、前記の規定に準じた価額とします。

買取り(買取請求制)

販売会社によっては、上記の解約請求による換金のほか、買取請求(販売会社が受益権を買取る方法により換金する方法)による換金を受け付けている場合があります。買取請求制による換金をご検討される際は、あらかじめ詳しい条件等について、取扱いを行う販売会社にご確認ください。

< 照会先 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

7【管理及び運営の概要】

(1)資産の評価と基準価額について

基準価額の算出方法

基準価額とは、ファンドの計算日の純資産総額¹を、当該計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

- 1 信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額の算出頻度および公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額は、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されるものが発表されません。

基準価額に対する照会は、販売会社または後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

(2)保管

該当事項はありません。

(3)信託期間

当ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、「(5)信託契約の解約」の規定にしたがい信託を終了することがあります。

(4)計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年2月26日から8月25日まで、8月26日から翌2月25日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日（以下本項において「該当日」といいます。）のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5) 信託契約の解約

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社が監督官庁により登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または、業務を廃止した時は、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後述「(8)信託約款の変更」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないときは委託会社は信託契約を解約します。

(6) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(7) 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は、後述「(8)信託約款の変更」の規定にしたがい新受託会社を選任します。ただし、受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(8) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、または、監督官庁の命令がある場合、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとします。

委託会社は、信託約款の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

委託会社は、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(9)公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(10)運用報告書

委託会社は毎年2月と8月の計算期末および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

(11)関係法人との契約の更新

受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。

委託会社と販売会社との間で締結される投資信託受益権の取扱いに関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前(または60日前)までに、委託会社および販売会社のいずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。受益権の取扱いに関する契約は当事者の合意により変更されることがあります。

(12)受益者の主な権利

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

(A) 受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

(B) 収益分配金は、委託会社が収益分配金を支払う旨を決定した計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社が指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(C) 収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(D) 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

償還金に対する請求権

- (A) 受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。
- (B) 償還金は信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
- (C) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- (D) 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対して、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

< 照会先 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

(ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。)

第2【財務ハイライト情報】

- (1) 下記の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、並びに注記表は「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものであります。
- (2) 当ファンドの財務諸表は、第5期計算期間（平成20年8月26日から平成21年2月25日まで）の財務諸表についてはあらた監査法人による監査を受けており、第6期計算期間（平成21年2月26日から平成21年8月25日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。その監査報告書は、「第三部ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に添付されております。
- (3) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

ディープリサーチ・チャイナ・ファンド

(1)【貸借対照表】

区分	第5期 (平成21年2月25日現在)	第6期 (平成21年8月25日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	783,749	75,162
コール・ローン	43,405,244	61,044,631
投資信託受益証券	1,583,106,878	2,148,852,975
未収利息	166	217
流動資産合計	1,627,296,037	2,209,972,985
資産合計	1,627,296,037	2,209,972,985
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15,340,675	5,942,413
未払受託者報酬	399,315	518,149
未払委託者報酬	9,583,511	12,435,518
その他未払費用	1,774,380	1,519,981
流動負債合計	27,097,881	20,416,061
負債合計	27,097,881	20,416,061
純資産の部		
元本等		
元本	2,199,095,621	1,865,270,565
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	598,897,465	324,286,359
(分配準備積立金)	570,992,427	424,560,953
元本等合計	1,600,198,156	2,189,556,924
純資産合計	1,600,198,156	2,189,556,924
負債純資産合計	1,627,296,037	2,209,972,985

(2)【損益及び剰余金計算書】

区分	第5期 自平成20年8月26日 至平成21年2月25日	第6期 自平成21年2月26日 至平成21年8月25日
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
受取利息	134,010	26,088
有価証券売買等損益	606,406,137	925,746,097
営業収益合計	606,272,127	925,772,185
営業費用		
受託者報酬	399,315	518,149
委託者報酬	9,583,511	12,435,518
その他費用	1,774,380	1,519,981
営業費用合計	11,757,206	14,473,648
営業利益又は営業損失（ ）	618,029,333	911,298,537
経常利益又は経常損失（ ）	618,029,333	911,298,537
当期純利益又は当期純損失（ ）	618,029,333	911,298,537
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	39,328,726	145,535,054
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	133,085,331	598,897,465
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	157,420,341
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	156,184,910
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,235,431
剰余金減少額又は欠損金増加額	153,282,189	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,240,024	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	139,042,165	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	598,897,465	324,286,359

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第5期 自平成20年8月26日 至平成21年2月25日	第6期 自平成21年2月26日 至平成21年8月25日
	有価証券の評価基準 および評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券 の基準価額に基づいて評価しております。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けており、受益権の帰属は振替機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を継承する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

受益者名簿は作成しません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものはありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」に記載している項目は、以下のとおりです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
 - 純資産額計算書
 - 資産総額
 - 負債総額
 - 純資産総額（ - ）
 - 発行済数量
 - 1単位あたり純資産額（ / ）
- 第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年10月31日 信託契約締結、ファンド設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

販売会社に取引口座を開設のうえ、お申込みを行うことができます。

(1)お申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、香港の銀行休業日においては、取得の申込を取扱いいたしません。

(2)ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3)自動けいぞく投資コースのお申込みの際には、当ファンドに係る自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。（以下同じ。））を当該販売会社との間で結んでいただきます。また、販売会社によっては、当該自動けいぞく投資コースの取扱いがない場合がありますので、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(4)お申込み単位は、最低単位を1口または1円単位として各販売会社が定める単位とします。また、取得申込の単位は販売会社によって異なります。各販売会社の取扱単位は販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(5)取得申込金額は、お申込み受付日の翌営業日の基準価額¹に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が定めるお申込み手数料およびお申込み手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

(6)自動けいぞく投資契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、無手数料とします。

(7)金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1)受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として一部解約（換金）の実行を請求することができます。なお、解約単位は、販売会社およびお申込みコースにより異なる場合があります。

(2)受益者は、一部解約（換金）の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約（換金）の実行の請求を受け付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。その際、受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約（換金）を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解

約（換金）にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- (3)一部解約（換金）の請求の受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、香港の銀行休業日においては、一部解約（換金）の申込の受け付けを取扱いいたしません。

- (4)一部解約（換金）の価額は、一部解約（換金）の請求受付日の翌営業日の基準価額¹とします。なお、受益者のお受取り金額は、当該一部解約（換金）の価額から所定の税金を差し引いた金額となります。

- (5)一部解約（換金）代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者にお支払いいたします。

- (6)信託財産の資金管理を円滑に行うために1億口または1億円以上の解約のお申込みにつきましては、正午（半休日の場合は午前10時）までをお願いいたします。

- (7)金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約（換金）の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約（換金）の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約（換金）の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約（換金）の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約（換金）の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約（換金）の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約（換金）の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約（換金）の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

- (8)買取り（買取請求制）

販売会社によっては、上記の解約請求による換金のほか、買取請求（販売会社が受益権を買取る方法により換金する方法）による換金を受け付けている場合があります。買取請求制による換金をご検討される際は、あらかじめ詳しい条件等について、取扱いを行う販売会社にご確認ください。

- 1 基準価額の照会方法については、「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1)資産の評価 基準価額の算出頻度および公表」をご参照ください。

< 照会先 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、ファンドの計算日の純資産総額¹を、当該計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

- 1 信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額の算出頻度および公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額は、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されるものが発表されます。

基準価額に対する照会は、販売会社または後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、「(5)その他 信託契約の解約」の規定にしたがい信託を終了することがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年2月26日から8月25日まで、8月26日から翌年2月25日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日（以下本項において「該当日」といいます。）のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5)【その他】

信託契約の解約

- (A)委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (B)委託会社は、上記(A)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (C)上記(B)の公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (D)受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- (E)信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これら

の事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (F) 上記(C)から上記(E)までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(C)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (G) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (H) 委託会社が監督官庁により登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または、業務を廃止した時は、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後述「信託約款の変更(E)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (I) 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないときは委託会社は信託契約を解約します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は、後述「信託約款の変更」の規定にしたがい新受託会社を選任します。

ただし、受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- (A) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、または、監督官庁の命令がある場合、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとします。
- (B) 委託会社は、信託約款の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を監督官庁に届出ます。
- (C) 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (D) 上記(C)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (E) 委託会社は、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎年2月と8月の計算期末および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

関係法人との契約の更新

- (A) 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。

(B)委託会社と販売会社との間で締結される投資信託受益権の取扱いに関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、委託会社および販売会社のいずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。受益権の取扱いに関する契約は当事者の合意により変更されることがあります。

<照会先>

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03-5542-7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、委託会社が収益分配金を支払う旨を決定した計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社が指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(2) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対して、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧
または謄写を請求することができます。

<照会先>

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第5期計算期間（平成20年8月26日から平成21年2月25日まで）及び第6期計算期間（平成21年2月26日から平成21年8月25日まで）について内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第5期計算期間（平成20年8月26日から平成21年2月25日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第6期計算期間（平成21年2月26日から平成21年8月25日まで）については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成20年8月26日から平成21年2月25日まで）の財務諸表についてはあらた監査法人による監査を受けており、第6期計算期間（平成21年2月26日から平成21年8月25日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ディープリサーチ・チャイナ・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 (平成21年2月25日現在)	第6期 (平成21年8月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	783,749	75,162
コール・ローン	43,405,244	61,044,631
投資信託受益証券	1,583,106,878	2,148,852,975
未収利息	166	217
流動資産合計	1,627,296,037	2,209,972,985
資産合計	1,627,296,037	2,209,972,985
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15,340,675	5,942,413
未払受託者報酬	399,315	518,149
未払委託者報酬	9,583,511	12,435,518
その他未払費用	1,774,380	1,519,981
流動負債合計	27,097,881	20,416,061
負債合計	27,097,881	20,416,061
純資産の部		
元本等		
元本	2,199,095,621	1,865,270,565
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	598,897,465	324,286,359
(分配準備積立金)	570,992,427	424,560,953
元本等合計	1,600,198,156	2,189,556,924
純資産合計	1,600,198,156	2,189,556,924
負債純資産合計	1,627,296,037	2,209,972,985

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期	第6期
	自平成20年8月26日 至平成21年2月25日	自平成21年2月26日 至平成21年8月25日
営業収益		
受取利息	134,010	26,088
有価証券売買等損益	606,406,137	925,746,097
営業収益合計	606,272,127	925,772,185
営業費用		
受託者報酬	399,315	518,149
委託者報酬	9,583,511	12,435,518
その他費用	1,774,380	1,519,981
営業費用合計	11,757,206	14,473,648
営業利益又は営業損失（ ）	618,029,333	911,298,537
経常利益又は経常損失（ ）	618,029,333	911,298,537
当期純利益又は当期純損失（ ）	618,029,333	911,298,537
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	39,328,726	145,535,054
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	133,085,331	598,897,465
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	157,420,341
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	156,184,910
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,235,431
剰余金減少額又は欠損金増加額	153,282,189	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,240,024	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	139,042,165	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	598,897,465	324,286,359

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5期	第6期
	自平成20年8月26日 至平成21年2月25日	自平成21年2月26日 至平成21年8月25日
有価証券の評価基準 および評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価して おります。時価評価にあたっては、 投資信託受益証券の基準価額に 基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第5期	第6期
	(平成21年2月25日現在)	(平成21年8月25日現在)
1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額および期中一部解約元本 額		
期首元本額	2,007,931,970円	2,199,095,621円
期中追加設定元本額	461,293,360円	263,053,783円
期中一部解約元本額	270,129,709円	596,878,839円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 598,897,465円であります。	-
3 計算期間末日における受益権の総数	2,199,095,621口	1,865,270,565口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第5期	第6期
	自平成20年8月26日 至平成21年2月25日	自平成21年2月26日 至平成21年8月25日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	0円	23,716円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	266,948,119円	286,205,541円
分配準備積立金額	570,992,427円	424,537,237円
当ファンドの分配対象収益額	837,940,546円	710,766,494円
当ファンドの期末残存口数	2,199,095,621口	1,865,270,565口
1万口当たり収益分配対象額	3,810.36円	3,810.51円
1万口当たり分配金額	0円	0円
収益分配金金額	0円	0円

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第5期 (平成21年2月25日現在)		第6期 (平成21年8月25日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,583,106,878	585,378,899	2,148,852,975	843,310,909
合計	1,583,106,878	585,378,899	2,148,852,975	843,310,909

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	第5期 (平成21年2月25日現在)	第6期 (平成21年8月25日現在)
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	0.7277円 (7,277円)	1.1739円 (11,739円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	SAM グレーターチャイナ・エクイ ティ・ファンド」ユニット	18,005,138	2,105,913,349	
		ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)	42,147,258	42,939,626	
合計			60,152,396	2,148,852,975	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)」投資信託受益証券及び「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド」ユニット(ケイマン籍)投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれら投資信託の受益証券です。なお、「ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)」は、「ユナイテッド日本債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

これらの投資信託及び親投資信託の状況は、次の通りです。

ユナイテッド日本債券ベビーフンド（適格機関投資家向け）の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	(平成21年 2月24日現在)	(平成21年 8月24日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,794,863	21,718,195
親投資信託受益証券	148,848,335	1,446,262,401
未収利息	9	80
流動資産合計	151,643,207	1,467,980,676
資産合計	151,643,207	1,467,980,676
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	3,999,999
未払受託者報酬	169,352	201,371
未払委託者報酬	253,894	302,006
その他未払費用	581,812	265,708
流動負債合計	1,005,058	4,769,084
負債合計	1,005,058	4,769,084
純資産の部		
元本等		
元本	147,285,709	1,436,256,222
剰余金		
剰余金又は欠損金()	3,352,440	26,955,370
(分配準備積立金)	4,116,742	-
元本等合計	150,638,149	1,463,211,592
純資産合計	150,638,149	1,463,211,592
負債純資産合計	151,643,207	1,467,980,676

(注) 当該投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月26日から翌年3月25日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成21年2月24日及び平成21年8月24日現在における当該投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年 8月23日 至 平成21年 2月24日	自 平成21年 2月25日 至 平成21年 8月24日
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

（平成21年 2月24日現在）	
1 平成20年8月23日における当該投資信託の元本額	251,142,724円
平成20年8月23日から平成21年2月24日までの期間における追加設定元本額	0円
平成20年8月23日から平成21年2月24日までの期間における一部解約元本額	103,857,015円
平成21年2月24日における元本の内訳	
ディープリサーチ・チャイナ・ファンド	61,830,360円
ユナイテッド日米株式マーケット・ニュートラル	85,455,349円
計	147,285,709円
2 平成21年2月24日における受益権の総数	147,285,709口

（平成21年 8月24日現在）	
1 平成21年2月25日における当該投資信託の元本額	147,285,709円
平成21年2月25日から平成21年8月24日までの期間における追加設定元本額	1,318,468,510円
平成21年2月25日から平成21年8月24日までの期間における一部解約元本額	29,497,997円
平成21年8月24日における元本の内訳	
ディープリサーチ・チャイナ・ファンド	42,147,258円
ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型	87,339,859円
ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型	78,211,559円
ユナイテッド日米株式マーケット・ニュートラル	85,455,349円
トレンド・フォロワー・オープン（安定型）	967,529,074円
トレンド・フォロワー・オープン（積極型）	175,573,123円
計	1,436,256,222円
2 平成21年8月24日における受益権の総数	1,436,256,222口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成21年 2月24日現在）		（平成21年 8月24日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	148,848,335	1,653,276	1,446,262,401	2,480,730
合計	148,848,335	1,653,276	1,446,262,401	2,480,730

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は平成20年3月26日から平成21年2月24日まで及び平成21年3月26日から平成21年8月24日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	（平成21年 2月24日現在）	（平成21年 8月24日現在）
----	-----------------	-----------------

1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	1.0228円 (10,228円)	1.0188円 (10,188円)
------------------------	----------------------	----------------------

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ユナイテッド日本債券マザーファンド	1,298,610,399	1,446,262,401	
合計		1,298,610,399	1,446,262,401	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ユナイテッド日本債券マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	(平成21年2月24日現在)	(平成21年8月24日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	59,271,010	52,908,523
国債証券	239,255,000	1,117,812,900
地方債証券	-	101,983,000
特殊債券	47,536,000	99,591,481
社債券	-	119,027,000
未収入金	52,710,000	-
未収利息	1,028,413	2,782,508
前払費用	24,657	3,879,389
流動資産合計	399,825,080	1,497,984,801
資産合計	399,825,080	1,497,984,801
負債の部		
流動負債		
未払金	92,292,400	51,742,500
その他未払費用	10,992	10,689
流動負債合計	92,303,392	51,753,189
負債合計	92,303,392	51,753,189

純資産の部		
元本等		
元本	275,452,121	1,298,610,399
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	32,069,567	147,621,213
元本等合計	307,521,688	1,446,231,612
純資産合計	307,521,688	1,446,231,612
負債純資産合計	399,825,080	1,497,984,801

(注) 当該親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月26日から翌年9月25日まで及び9月26日から翌年3月25日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成21年2月24日及び平成21年8月24日現在における当該親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年8月23日 至 平成21年2月24日	自 平成21年2月25日 至 平成21年8月24日
有価証券の評価基準 および評価方法	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。</p> <p>計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 時価が入手できなかった有価証券 <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しています。</p>	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> 時価が入手できなかった有価証券 <p>同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年2月24日現在)
1 平成20年8月23日における当該親投資信託の元本額	2,102,068,359円
平成20年8月23日から平成21年2月24日までの期間における追加設定元本額	0円
平成20年8月23日から平成21年2月24日までの期間における一部解約元本額	1,826,616,238円
平成21年2月24日における元本の内訳	
ユナイテッド・タートルファンド 1 (適格機関投資家向け)	86,216,771円
ユナイテッド・タートルファンド 2 (適格機関投資家向け)	55,906,493円
ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)	133,328,857円
計	275,452,121円
2 平成21年2月24日における受益権の総数	275,452,121口

項目	(平成21年8月24日現在)
1 平成21年2月25日における当該親投資信託の元本額	275,452,121円
平成21年2月25日から平成21年8月24日までの期間における追加設定元本額	1,165,281,542円
平成21年2月25日から平成21年8月24日までの期間における一部解約元本額	142,123,264円
平成21年8月24日における元本の内訳	
ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)	1,298,610,399円
計	1,298,610,399円
2 平成21年8月24日における受益権の総数	1,298,610,399口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成21年2月24日現在)		(平成21年8月24日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	239,255,000	3,092,100	1,117,812,900	1,414,000
地方債証券	-	-	101,983,000	23,000
特殊債券	47,536,000	236,000	99,591,481	624,481
社債券	-	-	119,027,000	180,000
合計	286,791,000	3,328,100	1,438,414,381	992,519

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は平成20年9月26日から平成21年2月24日まで及び平成21年3月26日から平成21年8月24日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	(平成21年2月24日現在)	(平成21年8月24日現在)
1口当たり純資産の額	1.1164円	1.1137円
(1万口当たり)	(11,164円)	(11,137円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）
国債証券	第47回利付国債（5年）	100,000,000	100,272,000
	第63回利付国債（5年）	100,000,000	102,287,000
	第250回利付国債（10年）	100,000,000	100,056,000
	第269回利付国債（10年）	100,000,000	103,073,000
	第275回利付国債（10年）	100,000,000	103,513,000
	第283回利付国債（10年）	100,000,000	106,084,000
	第291回利付国債（10年）	100,000,000	101,366,000
	第30回利付国債（30年）	100,000,000	100,353,000
	第69回利付国債（20年）	100,000,000	104,001,000
	第109回利付国債（20年）	100,000,000	96,824,000
	第36回国庫短期証券	100,000,000	99,983,900
小計		1,100,000,000	1,117,812,900
地方債証券	第28回大阪府公募公債（5年）	100,000,000	101,983,000
小計		100,000,000	101,983,000
特殊債券	第14回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	98,967,000	99,591,481
小計		98,967,000	99,591,481
社債券	第258回北海道電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	119,027,000
小計		100,000,000	119,027,000
合計		1,398,967,000	1,438,414,381

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット

以下に記載した事項は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書を委託会社において翻訳・抜粋したものです。なお、「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット」の計算期間は、原則として毎年4月1日から翌年の3月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

なお、以下に記載した情報は、本邦における当ファンドの監査の対象外です。

貸借対照表

(2009年3月31日現在)

科目	金額（米ドル）
資産	

投資有価証券（評価額）	15,831,073
予約為替評価損益	13
現預金	761,725
未収利息及び未収配当金	502
未収金	333,909
その他未収金	697
資産合計	16,927,919
負債	
予約為替評価損益	29
未払金	410,892
未払報酬	14,187
その他未払金	46,899
負債合計	472,007
資本	
公正価額評価差益	43,874
資本合計	43,874
純資産総額	16,499,786

上記は、2009年3月の決算報告書から翻訳・抜粋したものです。現地においてPricewaterhouse Coopersの監査を受けております。

有価証券明細表（2009年3月31日現在）
（株式）

	銘柄名	保有数	時価総額 （米ドル）	投資比率 （％）
Australia	Gloucester Coal Ltd	14,220	49,024	0.30
	Lihir Gold Ltd	72,777	163,112	0.99
	Paladin Resources Ltd	41,609	96,679	0.59
			308,815	1.88
China	China Merchants Property Development Co Ltd - B Shares	206,900	306,473	1.86
	China Vanke Co Ltd - B Shares	433,800	452,263	2.74
	Shanghai Jin Jiang International Industrial Investment Co Ltd - B Shares	133,900	119,974	0.73
	Shanghai Zhenhua Heavy Industry Co Ltd - B Shares	91,500	85,278	0.52
	Weifu High-Technology Co Ltd - B Shares	79,651	48,201	0.29
	Yantai Changyu Pioneer Wine Co Ltd - B Shares	33,800	122,986	0.75
			1,135,175	6.89
Hong Kong				

ASM Pacific Technology Ltd	23,900	83,725	0.51
Bank of China Ltd - H Shares	584,000	193,658	1.17
Beijing Enterprises Holdings Ltd	90,000	374,509	2.27
Belle International Holdings Ltd	189,000	96,327	0.58
BYD Co Ltd - H Shares	149,100	274,339	1.66
Champion Real Estate Investment Trust	3,000	712	-
Cheung Kong (Holdings) Ltd	40,000	343,477	2.08
China Bluechemical Ltd - H Shares	548,000	298,389	1.81
China Construction Bank Corporation - H Shares	144,000	81,567	0.49
China Foods Ltd	362,000	140,126	0.85
China Mobile Ltd	72,500	632,375	3.83
China Pharmaceutical Group Ltd	498,000	199,196	1.21
China Shanshui Cement Group Ltd	401,000	146,427	0.89
China Shineway Pharmaceutical Group Ltd	49,000	27,882	0.17
China Shipping Development Co Ltd - H Shares	376,000	354,646	2.15
China South Locomotive & Rolling Stock Corporation Ltd- H Shares	97,000	43,931	0.27
China Yurun Food Group Ltd	118,000	150,428	0.91
Chow Sang Sang Holdings International Ltd	528,000	303,850	1.84
CNOOC Ltd	575,000	571,279	3.46
Crocodile Garments Ltd	796,000	39,542	0.24
Dalian Port (PDA) Co Ltd - H Shares	652,000	211,160	1.28
Denway Motors Ltd	352,000	135,347	0.82
Dongfang Electric Corporation Ltd - H Shares	14,000	31,179	0.19
Dynasty Fine Wines Group Ltd	346,000	56,252	0.34
Emperor International Holdings Ltd	194,000	14,018	0.08
Fairwood Holdings Ltd	86,500	68,083	0.41
Golden Eagle Retail Group Ltd	160,000	104,462	0.63
Great Eagle Holdings Ltd	118,000	152,864	0.93
Great Wall Motor Co Ltd - H Shares	395,500	158,707	0.96
Guangdong Investment Ltd	298,000	121,120	0.73
GZI Transport Ltd	2,168,000	651,786	3.95
Hang Seng Bank Ltd	14,300	144,289	0.87
Hopewell Highway Infrastructure Ltd	87,200	48,719	0.30
Hopewell Holdings Ltd	52,000	135,533	0.82
Huaneng Power International Inc - H Shares	28,000	18,570	0.11
Hutchison Whampoa Ltd	46,000	226,434	1.37
Industrial And Commercial Bank Of China (Asia) Ltd	81,000	86,015	0.52
Industrial And Commercial Bank of China Ltd - H Shares	712,000	368,395	2.23
Inspur International Ltd	690,000	80,127	0.49
Intime Department Store (Group) Co Ltd	350,000	88,063	0.53
K Wah International Holdings Ltd	723,000	96,087	0.58
Kingboard Chemical Holdings Ltd	126,000	256,872	1.56

	Kingboard Laminates Holding Ltd	142,500	39,532	0.24
	KWG Property Holding Ltd	326,500	93,525	0.57
	Lee & Man Holding Ltd	276,000	22,436	0.14
	Ming Fung Jewellery Group Ltd	640,000	14,947	0.09
	Minth Group Ltd	426,000	205,026	1.24
	Neo-Neon Holdings Ltd	170,000	30,490	0.18
	Pacific Textiles Holdings Ltd	1,994,000	192,964	1.17
	Peace Mark (Holdings) Ltd	178,000	-	-
	Petrochina Co Ltd - H Shares	418,000	331,697	2.01
	Qingling Motors Co Ltd - H Shares	1,816,000	220,259	1.33
	Shandong Chenming Paper Holdings Ltd - H Shares	363,500	170,255	1.03
	Shanghai Industrial Holdings Ltd	60,000	166,061	1.01
	Shimao Property Holdings Ltd	210,000	183,442	1.11
	Sino Land Co Ltd	84,000	84,107	0.51
	Solargiga Energy Holdings Ltd	403,000	84,238	0.51
	Taifook Securities Group Ltd	928,000	156,859	0.95
	Tao Heung Holdings Ltd	40,000	9,187	0.06
	Techtronic Industries Co Ltd	320,000	146,991	0.89
	Texwinca Holdings Ltd	216,000	111,203	0.67
	Tianneng Power International Ltd	468,000	74,879	0.45
	Uni-President China Holdings Ltd	192,000	58,466	0.35
	Vinda International Holdings Ltd	41,000	17,458	0.11
	Vitasoy International Holdings Ltd	24,000	10,281	0.06
	Vtech Holdings Ltd	18,000	69,676	0.42
	Zhejiang Expressway Co Ltd - H Shares	370,000	270,691	1.64
	Zhuzhou Csr Times Electric Co Ltd - H Shares	126,000	127,948	0.78
			10,503,085	63.61
Indonesia				
	Astra Agro Lestari Tbk PT	288,000	349,617	2.12
			349,617	2.12
Singapore				
	China Hongxing Sports Limited	2,386,000	149,110	0.90
	China Lifestyle F & B Group Ltd	3,657,000	228,540	1.39
	Fortune Real Estate Investment Trust	111,000	38,241	0.23
	Li Heng Chemical Fibre Technologies Limited	914,000	93,195	0.56
	Yanlord Land Group Limited	469,000	342,460	2.08
			851,546	5.16
Taiwan				
	Chunghwa Telecom Co Ltd	270,670	493,098	2.99
			493,098	2.99
United States				

	Cninsure Inc ADR (1 ADR Reprs 20 Ord Shrs)	13,500	99,495	0.60
	Wuxi PharmaTech Cayman Inc ADR (1 ADR Reprs 8 Ord Shrs)	13,828	62,226	0.38
			161,721	0.98
	合計		13,803,057	83.63

(債券)

	銘柄	額面	時価総額 (米ドル)	投資比率 (%)
Hong Kong dollar	Fair Vantage Ltd Ser REIT Conv 0.01 06/03/2013	200,000	20,734	0.13
	Treasure Source Ltd Ser REIT (REG) Conv 0.02 05/23/2011	400,000	48,077	0.29
	Yue Yuen Industrial Holdings (REG) Conv 0 11/17/2011	340,000	45,634	0.28
			114,445	0.70
Renminbi yuan	Countrywide Garden Holding Co (REG) Conv 0.025 02/22/2013	200,000	21,056	0.13
	Hopson Development Hldgs Ser REGS (REG) Conv 0 02/02/2010	2,300,000	236,208	1.43
	New World China Land Fin (REG) Conv 0 06/11/2012	600,000	79,510	0.48
	Credit Suisse Nassau (Bank of Nanjing Co Ltd - A) P Note 03/02/2012	1,071,840	49,639	0.30
	Credit Suisse Nassau (Gansu Qilianshan Cement Co Ltd - A)P Note 04/13/2012	339,012	156,803	0.95
			543,216	3.29
United States dollar	Shimao Property Holding Ltd (REG S) (REG) FRN 12/01/2011	120,000	84,077	0.51
			84,077	0.51
	合計		741,738	4.50

(商品)

	銘柄	数量	時価総額 (米ドル)	投資比率 (%)
Great Britain	Loco London Gold	1,400	1,286,278	7.80

(注) 投資比率は、純資産総額US\$16,499,786を100%として算出されております。

2【ファンドの現況】

以下は平成21年9月30日現在のファンドの純資産計算書です。

【純資産額計算書】

資産総額	2,050,078,703 円
負債総額	7,275,845 円
純資産総額（ - ）	2,042,802,858 円
発行済数量	1,815,064,515 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1255 円

（参考情報）

ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）の純資産額計算書

資産総額	1,498,114,292 円
負債総額	373,681 円
純資産総額（ - ）	1,497,740,611 円
発行済数量	1,462,723,899 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0239 円

< 親投資信託受益証券の純資産額計算書 >

ユナイテッド日本債券マザーファンドの純資産額計算書

資産総額	1,496,155,383 円
負債総額	0 円
純資産総額（ - ）	1,496,155,383 円
発行済数量	1,336,226,749 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1197 円

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期	9,846,944,591	1,110,270,000
第2期	916,449,946	4,236,902,249
第3期	341,265,687	2,390,912,230
第4期	37,874,437	1,396,518,212
第5期	461,293,360	270,129,709
第6期	263,053,783	596,878,839

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

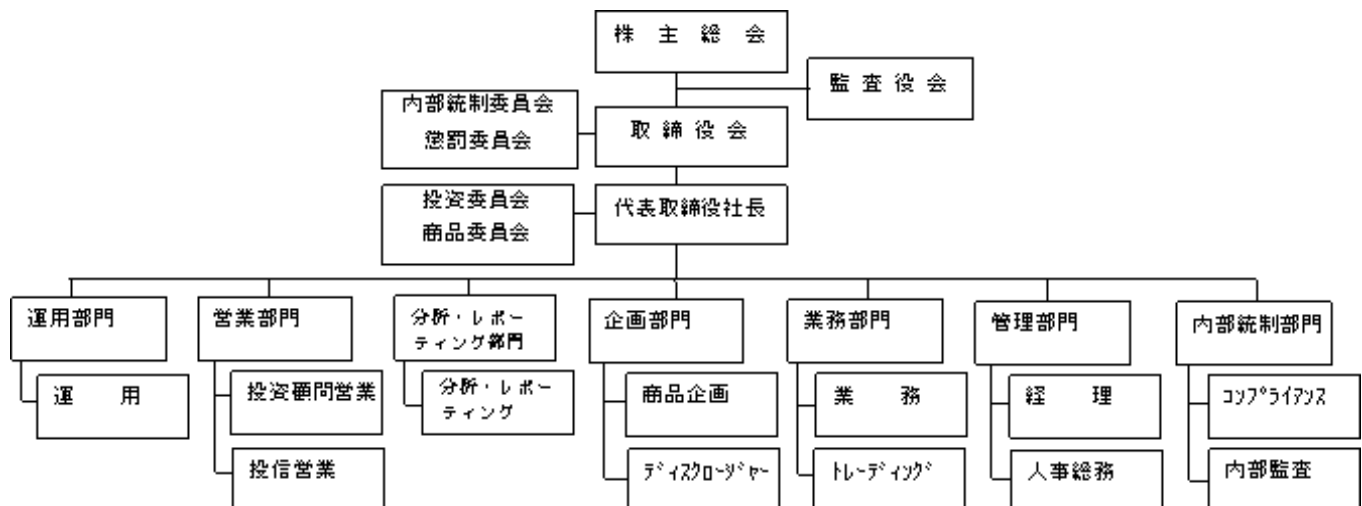
(1) 資本金の額等

平成21年9月30日現在の委託会社の資本金の額：	1,030,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	6,400株
発行済株式総数：	4,100株
最近5年間における資本金の額の増減：	平成16年12月21日に150,000,000円の増資 平成17年11月29日に25,000,000円の増資 平成18年12月7日に150,000,000円の増資 平成19年11月30日に250,000,000円の増資

(2) 委託会社等の機構

平成21年9月30日現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上5名以内、監査役は3名以上4名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

組織図



投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しの検討を行い、運用方針および各ファンドの運用計画を決定いたします。

投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、内部統制部門責任者、その他代表取締役社長に指名された者で構成し、原則として月次で開催されます。

2. 運用部門のファンドマネジャーは、定められた運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図をいたします。
3. 投資委員会において、運用実績・パフォーマンスを評価分析し、必要に応じて運用方針・運用

計画の見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年9月30日現在、委託会社が、運用する投資信託（総ファンド数46本、純資産総額74,221百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	44	73,517
単位型株式投資信託	2	705
合計	46	74,221

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第9期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。第10期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の改定により「金融商品取引事業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については新日本監査法人、第10期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、公認会計士法の定める監査法人の種類変更により、平成20年7月1日付で新日本有限責任監査法人へ名称変更しております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	756,021	446,666
前払費用	9,854	11,131
未収委託者報酬	62,409	53,764
未収収益	24,182	35,865
立替金	33,942	25,573
未収消費税等		10,507
その他	6,595	34
流動資産合計	893,005	583,544
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1 12,801	10,540
器具備品（純額）	*1 4,021	3,130
リース資産（純額）	*1	1,600
有形固定資産合計	16,822	15,271
無形固定資産		
ソフトウェア	*1 464	261
電話加入権	1,294	1,294
無形固定資産合計	1,758	1,556
投資その他の資産		
長期差入保証金	47,760	22,760
長期前払費用	2,306	1,701
投資その他の資産合計	50,066	24,462
固定資産合計	68,648	41,290
資産合計	961,653	624,834
負債の部		

流動負債		
預り金	15,170	16,501
未払金	28,643	24,235
未払手数料	31,358	24,057
リース債務		560
未払費用	3,778	1,743
未払委託調査費	78,368	45,823
未払法人税等	1,637	2,268
前受収益	355	815
役員賞与引当金	1,500	
流動負債合計	160,811	116,005
固定負債		
リース債務		1,143
長期未払金	2,666	2,666
長期前受収益	4,868	3,593
固定負債合計	7,535	7,403
負債合計	168,346	123,409
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,030,000	1,030,000
資本剰余金		
資本準備金	250,000	
資本剰余金合計	250,000	
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	486,693	528,574
利益剰余金計	486,693	528,574
株主資本合計	793,306	501,425
純資産合計	793,306	501,425
負債・純資産合計	961,653	624,834

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	994,998	571,325
投資助言報酬		5,491
運用受託報酬	109,028	88,786
投資兼業報酬		11,983
その他営業収益	45,952	
営業収益合計	1,149,979	677,587
営業費用		
支払手数料	365,681	221,224

広告宣伝費	8,259	4,178
調査費	46,150	46,275
委託調査費	316,269	132,586
図書費	788	624
委託計算費	1,744	1,742
通信費	4,882	9,161
印刷費	19,478	10,075
諸会費	1,363	1,768
営業費用合計	764,617	427,638
一般管理費		
給料・手当	367,764	274,503
役員報酬	40,684	14,142
賞与	9,733	891
役員賞与引当金繰入額	1,500	
租税公課	3,160	3,097
不動産賃借料	32,830	34,070
退職給付費用	10,507	7,703
固定資産減価償却費	4,055	4,612
消耗器具備品費	11,262	4,489
機器賃借料	65,736	63,871
法律専門家報酬	6,767	811
新人採用費	18,862	7,160
諸経費	95,101	111,413
一般管理費合計	667,874	526,766
営業損失	282,512	276,818
営業外収益		
受取利息	0	0
その他営業外収益	*1 0	1,108
営業外収益合計	0	1,109
営業外費用		
為替差損	3,249	65
株式交付費償却	1,817	
その他営業外費用	*2 1,220	1,876
営業外費用合計	6,286	1,942
経常損失	288,798	277,651
特別利益		
賞与引当金戻入額	1,390	
特別利益合計	1,390	
特別損失		
固定資産廃棄損		130
特別退職加算金	20,000	13,002
リース会計基準の適用に伴う影響額		147
特別損失合計	20,000	13,280
税引前当期純損失	307,407	290,931
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損失	308,357	291,881

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	780,000	1,030,000
当期変動額		
新株の発行	250,000	-
当期変動額合計	250,000	-
当期末残高	1,030,000	1,030,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	770,000	250,000
当期変動額		
繰越利益剰余金補填	770,000	-
資本準備金の取崩（欠損填補）	-	250,000
新株の発行	250,000	-
当期変動額合計	520,000	250,000
当期末残高	250,000	-
資本剰余金合計		
前期末残高	770,000	250,000
当期変動額		
繰越利益剰余金補填	770,000	-
資本準備金の取崩（欠損填補）	-	250,000
新株の発行	250,000	-
当期変動額合計	520,000	250,000
当期末残高	250,000	-
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	948,335	486,693
当期変動額		
当期純損失	308,357	291,881
繰越利益剰余金補填	770,000	-
資本準備金の取崩（欠損填補）	-	250,000
当期変動額合計	461,642	41,881
当期末残高	486,693	528,574
利益剰余金合計		
前期末残高	948,335	486,693
当期変動額		
当期純損失	308,357	291,881
繰越利益剰余金補填	770,000	-

資本準備金の取崩（欠損填補）	-	250,000
当期末変動額合計	461,642	41,881
当期末変動額	486,693	528,574
株主資本合計		
前期末残高	601,664	793,306
当期変動額		
当期純損失	308,357	291,881
新株の発行	500,000	-
当期変動額合計	191,642	291,881
当期末残高	793,306	501,425
純資産合計		
前期末残高	601,664	793,306
当期変動額		
当期純損失	308,357	291,881
新株の発行	500,000	-
当期変動額合計	191,642	291,881
当期末残高	793,306	501,425

重要な会計方針

	第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
2. 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支払時に全額費用処理しております。</p>	_____
3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	_____

4. 引当金の計上基準	役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。	_____
5. リース取引の処理	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	_____
6. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

会計方針の変更

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(固定資産の減価償却の方法) 法人税法改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による損益への影響額は軽微であります。	_____
_____	(リース取引に関する会計基準) 当会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。これによる損益への影響は軽微であります。 また、財務諸表等規則の改正により、有形固定資産が1,600千円、流動負債が560千円、固定負債が1,143千円増加しております。

表示方法の変更

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

<p>前事業年度まで「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。</p> <p>前事業年度まで「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>「未収消費税等」は、前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の流動資産の「その他」に含まれている「未収消費税等」の金額は6,546千円であります。</p>
<p>_____</p>	<p>前事業年度までは「その他営業収益」として表示していたものは、当事業年度から「投資兼業報酬」として表示しております。</p>

追加情報

<p>第9期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）</p>	<p>第10期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）</p>
<p>法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格の5%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。この変更による損益への影響額は軽微であります。</p>	<p>_____</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

<p>第9期 （平成20年3月31日）</p>	<p>第10期 （平成21年3月31日）</p>
<p>*1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物附属設備 8,504千円</p> <p>器具備品 5,219千円</p> <p>(2) 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 3,760千円</p>	<p>*1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物附属設備 10,764千円</p> <p>器具備品 5,851千円</p> <p>リース資産 548千円</p> <p>(2) 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 3,962千円</p>

(損益計算書関係)

<p>第9期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）</p>	<p>第10期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）</p>

	*1 その他営業外収益 賃借料過剰請求による戻り額 435千円 消費税確定還付加算金 93千円 その他営業外収益 580千円
*2 その他営業外費用 業務処理過誤により発生した費用 1,220千円	*2 その他営業外費用 業務処理過誤により発生した費用 1,347千円 立替印刷費誤算回収不能額 437千円

（株主資本等変動計算書関係）

第9期会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,100	1,000		4,100
合計	3,100	1,000		4,100

（注）平成19年11月30日に、株主割当の方法による新株式1,000株を発行いたしました。

第10期会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,100			4,100
合計	4,100			4,100

（リース取引関係）

第9期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第10期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 （1）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に よっているもの）

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
器具備品	3,292	1,143	2,148
ソフトウェア	8,400	7,560	840
合計	11,692	8,703	2,988

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	1,432千円
1年超	1,704千円
合計	3,137千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	3,218千円
減価償却費相当額	2,921千円
支払利息相当額	168千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(借主側)

リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

(有価証券関係)

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同 左

(デリバティブ取引関係)

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同 左

（退職給付関係）

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付費用に関する事項 <u>確定拠出年金への掛金支払額</u> 10,507千円 退職給付費用 10,507千円 他に特別退職加算金20,000千円を計上して おります。</p>	<p>1．採用している退職給付制度の概要 同 左</p> <p>2．退職給付費用に関する事項 <u>確定拠出年金への掛金支払額</u> 7,703千円 退職給付費用 7,703千円 他に特別退職加算金13,002千円を計上して おります。</p>

（税効果会計関係）

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
<p>1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な 原因別内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <p>繰越欠損金 129,623</p> <p>未払保険料否認 598</p> <p>未払賞与否認 3,961</p> <p>役員賞与引当金否認 610</p> <p>未払事業税否認 279</p> <p>確定退職金未払否認 1,085</p> <p>減価償却超過額否認 603</p> <p>繰延税金資産小計 136,762</p> <p>評価性引当金 (136,762)</p> <p>繰延税金資産合計 -</p> <p>繰延税金負債 -</p> <p>繰延税金資産の純額 -</p>	<p>1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な 原因別内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <p>繰越欠損金 54,233</p> <p>未払事業税否認 536</p> <p>確定退職金未払否認 6,377</p> <p>減価償却超過額否認 616</p> <p>繰延税金資産小計 61,764</p> <p>評価性引当金 (61,764)</p> <p>繰延税金資産合計 -</p> <p>繰延税金負債 -</p> <p>繰延税金資産の純額 -</p>

<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 同 左</p>
---	---

（関連当事者情報）

第9期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資 金	事業の 内容又は職 業	議決権 等の所有（被 所有） 割合	関係取引		取引の 内容	取 引 金 額	科目	期末残 高
						役員の 兼任等	事業上 の兼任 等				
親会社	日本アジアホールディングス株式会社	東京都千代田区	2,641 百万円	国内外の企業への投資及び経営管理	被所有 直接 100%	1名	経営管理	株主割当増資	500,000 千円		

第10期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

<p>第9期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）</p>	<p>第10期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）</p>
<p>1株当たり純資産額 193,489円48銭 1株当たり当期純損失金額 89,743円15銭</p>	<p>1株当たり純資産額 122,298円89銭 1株当たり当期純損失金額 71,190円58銭</p>
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 308,357千円 普通株式に係る当期純損失 308,357千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 3,436株</p>	<p>同 左</p> <p>1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 291,881千円 普通株式に係る当期純損失 291,881千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 4,100株</p>

（重要な後発事象）

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
<p>当社は、平成20年6月9日開催の取締役会において、欠損填補のための資本準備金減少を決議しました。</p> <p>1.減少する資本準備金の額 250,000千円 2.資本準備金減少スケジュール 定時株主総会決議日 平成20年6月23日 資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日 平成20年6月30日</p>	<p>該当事項はありません。</p>

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称

野村信託銀行株式会社

資本金の額（平成21年9月30日現在）

30,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成21年9月30日現在)	事業の内容
日本アジア証券株式会社	4,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
藍澤證券株式会社	8,000百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	
安藤証券株式会社	2,280百万円	
成瀬証券株式会社	720百万円	
おきなわ証券株式会社	628百万円	
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円	
SBI証券株式会社	47,937百万円	
オリックス証券株式会社	3,000百万円	
楽天証券株式会社	7,477百万円	
株式会社西京銀行	12,690百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
イーバンク銀行株式会社	23,485百万円	

日興コーディアル証券株式会社は、平成21年10月1日現在の資本金の額を記載しております。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図、連絡等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、投資信託受益権の取扱い、解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書及び請求目論見書は、その別称としてそれぞれ「投資信託説明書（交付目論見書）」、「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
- (2) 目論見書の表紙にロゴマークや図案を採用すること、またファンドの形態などを記載することがあります。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。
- (3) 目論見書に用語解説等を掲載することがあります。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」として冒頭に記載することがあります。
- (5) 目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「第二部 ファンド情報」中、「第1 ファンドの状況 5 運用状況」の情報の一部をグラフ化し、目論見書中に「運用の状況（概要）」として記載することがあります。
- (7) 交付目論見書に請求目論見書および約款を添付することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月15日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているディープリサーチ・チャイナ・ファンドの平成20年8月26日から平成21年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ディープリサーチ・チャイナ・ファンドの平成21年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月9日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員

業務執行社員 公認会計士 小西文夫

代表社員

業務執行社員 公認会計士 樽本修平

業務執行社員 公認会計士 久保隆

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年6月9日開催の取締役会において、欠損填補のための資本準備金減少を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年10月20日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小西 文夫 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樽本 修平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているディープリサーチ・チャイナ・ファンドの平成21年2月26日から平成21年8月25日までの第6期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ディープリサーチ・チャイナ・ファンドの平成21年8月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月10日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小西 文夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。